

# 冬のボーナス(期末・勤勉手当)支給

冬のボーナスが現行の条例通り、明日12/10に支給されます。支給月数は0.05月減の2.2月分、非常勤職員1.25月分となります(再任用職員は改定なし=1.175月分)。来年度は夏冬それぞれ0.025月分減となります。

## 不当なピンハネ、「評価」による差別支給を中止せよ！

「評価育成システム」の賃金リンクで、勤勉手当の一部(再任用以外0.03月分、再任用0.014月分)が全員から削られ、上位評価区分(「SS+」～「S」)に上乘せされるしくみになっています。

勤勉手当の支給月数は次の表の通りで、評価区分「SS+」と「C」では、0.535月分の較差をつけられています。例えば、55歳教諭モデルでは、年額約46万円の較差があります。(夏ボーナスの試算)



## すべての非常勤職員にボーナスの支給を

今年度より非常勤教職員(会計年度任用職員)についても基準を満たせば一時金(期末手当)が支給されますが、非常勤講師で言えば任用月数の要件や月当たり平均週16コマの勤務でないと支給されないなど要件が限定的です。さらに、この間のボーナスは引き上げの場合「勤勉手当」のみ引き上げ、引き下げの場合「期末手当」のみ引き下げることに対応しており、期末手当のみ支給の非常勤職員のボーナスは減額される一方となります。すべての非常勤教職員が安心して働けるよう労働条件改善、賃金改善の実現をするため、今季の対府交渉に全力をあげます。

## 「面的」「社会的」なウイルス検査で安全確保を 府高教コロナ緊急申し入れ(第7回)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大(第3波)が深刻化するなか、府立高校でも連日のように生徒・教職員の感染による臨時休業が生じています。感染拡大を抑えるために、今求められているのは、感染者が出た集団や地域を中心に「面的」「社会的」なウイルス検査を行い、無症状の感染者の発見・保護を徹底することです。とりわけ学校現場は、「1クラス40人」という「三密」が回避できない条件で授業などの活動が行われており、無症状の感染者によってクラスターが発生することが強く懸念されることから、医療現場、介護施設などとともに、定期的なウイルス検査を行うべきです。

あわせて、この間の臨時休業に際しては、保健所の疫学調査への協力、生徒・父母への連絡等で、教職員の時間外勤務が生じ大きな負担となっています。府高教は、12月3日、府教委に対し、以下の2点を強く要請しました。

あわせて、この間の臨時休業に際しては、保健所の疫学調査への協力、生徒・父母への連絡等で、教職員の時間外勤務が生じ大きな負担となっています。府高教は、12月3日、府教委に対し、以下の2点を強く要請しました。

(1) 生徒・教職員が新型コロナに感染したことが判明した府立高校については、府の責任で、速やかに、生徒・教職員全員を対象としたウイルス検査を行い、陽性者を保護すること。また、府の責任で、全府立高校について、定期的なウイルス検査の実施を検討すること。

(2) 新型コロナによる臨時休業に関わって生じている教職員の時間外勤務について、時間外勤務手当の支給、勤務時間の振替など、負担軽減の措置をとること。

＼＼ 力を合わせて要求実現！あなたも府高教へ！ ／／



\*本日午前、大阪市会教育こども委員会で市立高校の移管条例案が賛成多数で可決されました。府高教は市高教に連帯し生徒の教育条件、教職員の労働条件を維持・向上させる立場で交渉、取り組みに全力をあげます。